



## スポーツフェスタが開催されました

第46回 四日市市民スポーツフェスタが10月11日(日)に行われました。

小山田地区からは、校區別リレー、ファミリーバドミントンなどにたくさんの方が参加され、ファミリーバドミントンでは、3位入賞を果たしました。

また、スポーツフェスタの開会式で、永年にわたりスポーツ推進委員として生涯スポーツの振興に寄与され、健康で明るい街づくりに貢献された功績により、表彰されました。



四日市市スポーツ推進委員  
在職5年表彰  
矢田 純一 さん (西山町)

## おめでとうございます

毎年大好評

## 寄せ植え教室

参加者続々

### 12月10日(木) 13:30~15:30

場 所：小山田地区市民センター 2階 大会議室  
講 師：NPO法人 花里 副理事長 伊藤 千里さん  
材料費：2000円 (鉢・花・土すべて含みます)  
持ち物：エプロン・新聞紙  
定 員：25名 (定員になり次第締め切らせていただきます)  
申 込：小山田地区市民センター 窓口または電話  
TEL: 328-1001

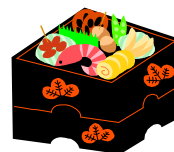
市民センターに見本を展示しています。花材は入荷状況により若干異なる場合があります。

**※11月16日(月) AM10:00から受付開始**

## 参加者募集

## 『お正月料理教室』開催

日 時：12月3日(木) 10:00~13:00  
場 所：小山田地区市民センター 2階 実習室  
材料費：500円  
定 員：18名  
持ち物：米0.5合・エプロン・三角巾 (スカーフ、手ぬぐい)・ふきん・台ふき  
申 込：小山田地区市民センター TEL: 328-1001  
11月25日(水) まで



### 「おせち」

- 親子寿司
- 三種盛り (門松・柚子なます りんごきんとん)
- 日の出ミートローフ
- 筑前煮
- 抹茶かん

※欠席の場合は11/27(金) までにご連絡ください。

四日市市食生活改善推進協議会

# マイナンバー制度に便乗した不正な 勧誘や個人情報の取得にご注意を！



マイナンバーが通知されることに関連して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」などという不審な電話やメールなどに十分注意してください。

市役所等の公的機関が、電話でマイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きに関して、口座番号などを聞くことはありません。

マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断るようにしてください。

少しでも不安に思ったら、お気軽に、市民・消費生活相談室 **相談専用電話 TEL: 354-8264**

※相談時間: 月～金9:00～12:00と13:00～16:00 または、最寄りの警察などにご相談ください。

問合せ: 市民・消費生活相談室(四日市市役所1階) TEL: 354-8147



## 平成27年度臨時福祉給付金の申請はお済ですか？

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、平成27年度分市民税(均等割)が課税されない人を対象に、「平成27年度臨時福祉給付金」を支給しています。

ただし、課税されている人に扶養されている場合、生活保護の受給者である場合などは対象外です。

受付期限は、平成28年1月29日(金)です。期限までに受付がお済みにならないと、支給対象であっても臨時福祉給付金が支給されませんのでご注意ください。

支給対象と思われる人で、まだ申請されていない人は、下記までご連絡をお願いします。

問合せ: 臨時福祉給付金室 TEL: 354-8092 FAX: 354-8093



## 住宅リフォーム事業費補助金を追加募集します

市内に本社がある建設業者により、現在お住まいの住宅を改修される場合に、その費用の一部を助成します。

対象: 市内在住で、自己の所有する住宅に居住しており、世帯全員が、市税を滞納していない人  
補助額: 対象となる工事に要した費用の20%(1,000円未満切り捨て)で、**10万円まで**。

申請: **申請期間 平成27年10月14日～平成28年1月29日(土・日を除く)8:30～17:15**

**または、予算額に達した時点で終了**

市役所7階商業勤労課に申請書など、必要書類をお持ちください。

その他: 申請書は、商業勤労課窓口、各地区市民センターで配布する他、市ホームページからもダウンロードできます。詳細については、商業勤労課にお問い合わせください。

なお、市ホームページにも掲載しています。

問合せ: 商業勤労課 TEL: 354-8175 FAX: 354-8307



## ケータイ・スマホのフィルタリングが義務化！

三重県青少年健全育成条例改正 (7月1日施行)

フィルタリングは、インターネット上の有害な情報・サイトから、子どもを守る重要な手立てです。ケータイやスマートフォンに絡んで子どもたちが被害にあうケースも多く報告されています。

お子さんを被害から守るために、お子さんのケータイやスマートフォンにはぜひフィルタリングを設定してください。

なお、三重県青少年健全育成条例の改正により、フィルタリングの設定が保護者の義務(特例有)として定められました。

こども未来課青少年育成室 TEL: 354-8247

